

237 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験及第者

判事登用試験の受験出願に付通知案

〔明治二十年〕十一月二十五日

十一月廿五日

総長 (渡辺洪基) ㊦

書記官 (永井久一郎) ㊦

(欄外注記1)

貴校卒業生之内去廿一日本学ニ於テ試験及第証書授与致候者ニシテ判事登用試験相受度者有之候ハ、直ニ本人ガ司法省へ出願可致旨申通し相成度段該証書授与之際総長ヨリ各私立法律学校長等へ口述致置候〔貴校〕儀ニ有之候得共〔其際御出頭無之〕各私立学校之内聞洩相成候者有之哉之懸念も有之候ニ付此段小官ヨリ申進候也

書記官

十一月廿五日
(抹消) (朱書)
〔専修〕〔専門〕〔各〕 学校長姓名殿

(欄外注記1)

〔十一月廿五日送達済〕

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、㊦